県政再生推進本部設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県政再生プログラムの着実な実施を図るとともに、「不正資金問題」の背景となった公金意識の著しい欠如と情報公開を躊躇し不都合なことを隠蔽しようとする組織体質を改革し、県民に信頼される岐阜県政を築くため、県政再生推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1)岐阜県政再生プログラムの推進に関すること。
 - (2)職員の意識改革に関すること。
 - (3)法令遵守に係る全庁的な取組みに関すること。
 - (4)その他前各号に付随する事項に関すること。

(組 織)

- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は知事を、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に定める職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部を統括し、本部を代表する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(本部員会議)

- 第5条 本部員会議は、本部長が招集する。
- 2 本部長は、必要に応じて、関係本部員のみで構成する本部員会議を招集することができる。
- 3 本部長は、必要に応じて、本部員以外の関係者に対し、本部員会議への出席を求める ことができる。

(幹事会)

- 第6条 本部に幹事会を置き、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。
- 2 幹事会は、次の事務を行う。
 - (1)本部に付議する事項に係る企画、調査及び立案
 - (2)本部から指示された事項の調査及び検討
 - (3) その他本部を補助するために必要な事務
- 3 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表2に定める職にある者をもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。
- 5 幹事長は、必要に応じて、幹事以外の関係者に対し、幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、行政改革課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- この要綱は、平成18年10月11日から適用する。 附則
- この要綱は、平成18年11月20日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成19年1月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成19年4月1日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

別表1(第3条関係)

危機管理統括監 総務部長 総合企画部長 環境生活部長 健康福祉部長 産業労働観光部長 農政部長 林政部長 県土整備部長 都市建築部長 ぎふ清流国体推進局長 岐阜振興局長 西濃振興局長 中濃振興局長 東濃振興局長 飛騨振興局長 会計管理者 議会事務局長 教育長 人事委員会事務局長 代表監查委員 監查委員事務局長

労働委員会事務局長

別表2(第6条関係)

+4 == =	M 75 ÷0 1 =
幹事長	総務部次長
副幹事長	総務部行政改革課長
幹事	広報課長
"	危機管理課長
<i>''</i>	総務部財政課長
<i>II</i>	総務部人事課長
<i>''</i>	総務部法務・情報公開課長
<i>''</i>	総合企画部総合政策課長
"	環境生活部環境生活政策課長
<i>''</i>	健康福祉部健康福祉政策課長
"	産業労働観光部産業政策課長
"	農政部農政課長
"	林政部林政課長
"	県土整備部建設政策課長
"	都市建築部都市政策課長
"	ぎふ清流国体推進局総務企画課長
"	出納事務局出納管理課長
"	岐阜振興局副局長
"	西濃振興局副局長
<i>''</i>	中濃振興局副局長
"	東濃振興局副局長
"	飛騨振興局副局長
<i>''</i>	議会事務局総務課長
"	教育委員会事務局教育総務課長
"	人事委員会事務局職員課長
"	監查委員事務局監査第一課長
"	労働委員会事務局審査調整課長
	TO THE PARTY OF TH